

つるぎ町自転車ヘルメット着用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、つるぎ町補助金交付規則（平成17年規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、自転車乗用車ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）を購入した者に対するつるぎ町自転車ヘルメット着用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、ヘルメットの購入に要した経費の一部を補助することにより、自転車利用者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) ヘルメット自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの安全基準に適合することの認証等を受けた新品のものをいう。

ア SGマーク（一般財団法人製品安全協会の安全認証）

イ JCFマーク（公益財団法人日本自転車競技連盟の安全認証）

ウ CEマーク（欧州連合の欧州委員会の安全認証）

エ GSマーク（ドイツ製品安全法が定める安全認証）

オ CPSCマーク（米国消費者製品安全委員会の安全認証）

カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、町長が認めるもの

(2) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に監護する者、未成年者の親族で社会通念上未成年者を保護する責任がある者又は成年後見人等をいう。

(3) 使用者 町内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者で、ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、ヘルメットを購入した使用者又は使用者が使用するヘルメットの購入に要する経費を負担した保護者等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) ヘルメット使用者が、他の自治体において、同内容の補助金の交付を受けていないこと。

(2) つるぎ町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。

(3) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。

(4) ヘルメット購入後に発生した交通事故について、徳島県及びつるぎ町が一切の責任を負わないことについて了承する者であること。

(5) 申請内容に虚偽があったことが補助金交付後に判明した場合は、つるぎ町に対して補助金を返還することについて了承する者であること。

(6) 町税を滞納していないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、使用者のヘルメットの購入に要する経費に2分の1を乗じて得た額とし、3,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、つるぎ町自転車ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、購入した日の属する年度内に提出しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) ヘルメットの購入に要した経費の支払いが完了したことを証する書類

(2) 第3条第1号アからカに掲げる認証の確認ができるもの

(3) 口座情報が確認できる書類

(4) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 使用者が未成年者である場合で、当該未成年者が受け付けた前項の規定による申請をするときは、保護者の同意を得なければならない。

3 申請の受付は、先着順とし、町長は、受け付けた申請にかかる補助金の額が予算額を超えることとなった場合は、年度内であっても申請の受付を停止することができるものとする。

(交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、つるぎ町自転車ヘルメット着用促進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 町長は、補助金を交付しない決定をしたときは、申請者に対し、つるぎ町自転車ヘルメット着用促進事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を通知するものとする。

3 規則第38号第12条の規定による補助金の額の確定は、同条第1項の規定による通知をもって代えるものとする。

(検査等)

第8条 町長は、申請者に対して、補助金に関する必要な指示を行い、報告を求め、又は検査等を行うことができる。

(交付決定の取消)

第9条 町長は、助成を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段により助成を受けたとき。

(3) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年12月15日から施行し、令和5年8月4日以降に購入したヘルメットについて適用する。